

## 低排出ガス車認定実施要領改正案について

### 1. 新たに認定の対象とする自動車

新たに認定の対象とする自動車は、車両総重量が3.5トンを超える軽油を燃料とする自動車であって、型式指定を受けたもの又は装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えたものとする（既に運行の用に供されている使用過程車は、対象外。）。

なお、それらの自動車を製作又は輸入する者からの申請に基づいて認定を行う。

### 2. 認定基準

表1に掲げる車両総重量別に耐久走行を行った後、JEO5モードで運行する場合に発生する排出物について、表2に掲げる基準のいずれかを満たすこと。

表1

車両総重量	耐久走行距離
3.5トン超8トン以下	25万km
8トン超12トン以下	45万km
12トン超	65万km

表2

(単位：g/kWh)

基準	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	粒子状物質 (PM)
平成17年基準 排出NO <sub>x</sub> 10%低減レベル	2.22以下	0.17以下	1.8以下	0.024超 0.027以下
平成17年基準 排出PM10%低減レベル	2.22以下	0.17以下	1.8超 2.0以下	0.024以下
平成17年基準 排出NO <sub>x</sub> 10%低減かつ 平成17年基準 排出PM10低減レベル	2.22以下	0.17以下	1.8以下	0.024以下